

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 5 月 18 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 23 号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和 33 年岩手県人事委員会規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(交通の用具)</p> <p>第 8 条 給与条例第 29 条第 1 項第 2 号又は給与等条例第 24 条第 1 項第 2 号に規定する交通の用具は、<u>次の各号に掲げるもの</u>とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。</p> <p><u>(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具</u></p> <p><u>(2) 自転車、そり、スキー及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。</u></p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第 9 条の 3 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u></p>	<p>(交通の用具)</p> <p>第 8 条 給与条例第 29 条第 1 項第 2 号又は給与等条例第 24 条第 1 項第 2 号に規定する交通の用具は、<u>自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車</u>とする。ただし、国又は地方公共団体の所有に属するものを除く。</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第 9 条の 3 [略]</p> <p>2 前項第 1 号に掲げる普通交通機関等について、<u>次の各号のいずれかに掲げる事由が</u>同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが<u>当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 法第 28 条の 2 第 1 項の規定による退職その他の離職をすること。</u></p> <p><u>(2) 長期間の研修等のために旅行をすること。</u></p> <p><u>(3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。</u></p> <p><u>(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。</u></p> <p><u>(5) その他人事委員会の定める事由が生ずること。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。